



国富町告示第 22 号

令和 7 年度地籍調査事業について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、宮崎県知事が地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 28 日

国富町長 日高 利夫



1 事業計画が定められた年月日

令和 7 年 5 月 22 日

2 調査を実施する者の名称

国富町

3 調査地域

東諸県郡国富町大字深年・
須志田の各一部

4 調査期間

令和 8 年 3 月 31 日まで